熊谷市告示（乙）第８９号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和８年４月１６日

熊谷市長　小林　哲也

１　要措置区域として指定する区域

別図のとおり

（熊谷市代 1063 番 1 の一部、1064 番 5 の一部、1064 番 12、1064 番 13、1120 番 1 の一部、1120 番 2 の一部、1120 番 4 の一部、1122 番 1 の一部、1122 番 7 の一部、1126 番 1 の一部、1134 番 1 の一部）

２　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

別　図

起点
熊谷市代字１番１を最北端とする。

格子の回転角度　88 度 0 分 00 秒
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行に 10m 間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

基準不適合範囲の面積
550 ㎡

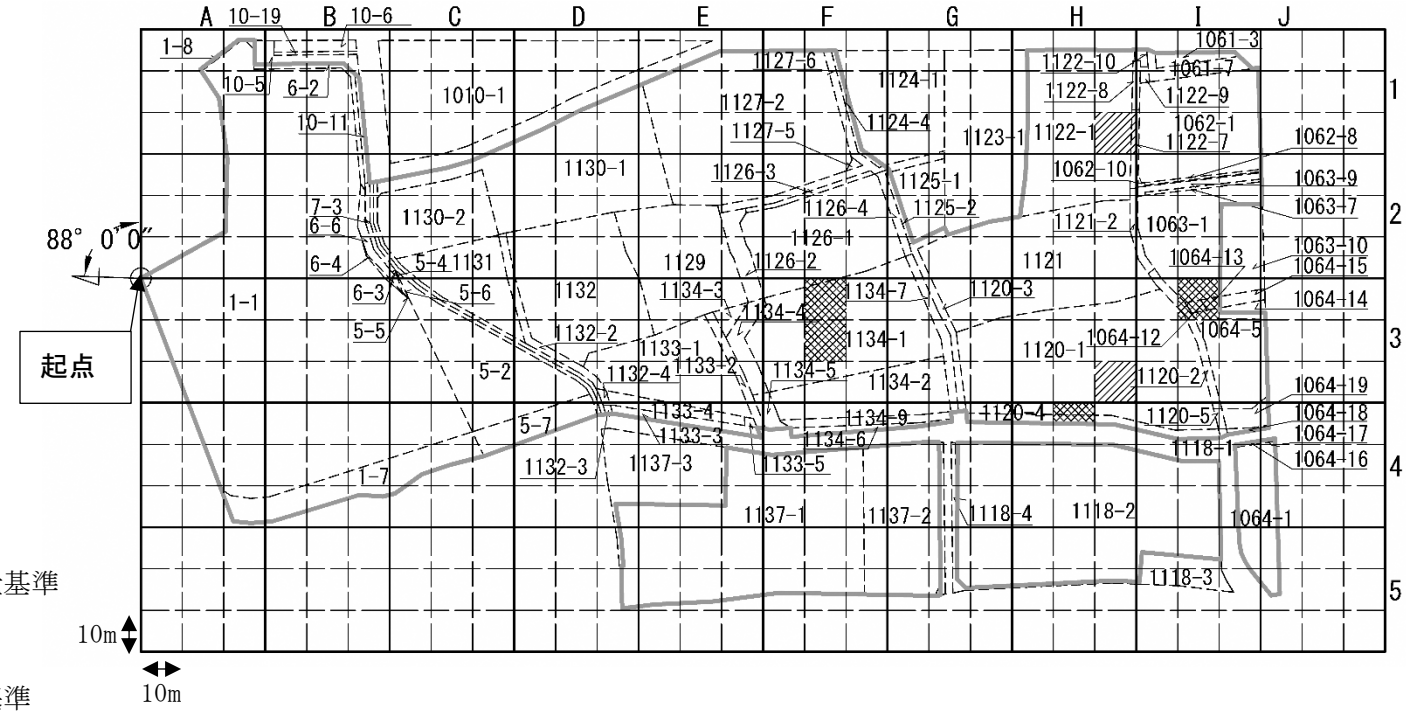

要措置区域：
ふっ素及びその化合物_土壌溶出量基準

要措置区域：
砒素及びその化合物_土壌溶出量基準

単位区画（10m×10m＝100m²）

30m 格子 （30m×30m＝900m²）

調査対象地境界

--- 地番境界